

事業年度報告書提出要領
(沖繩県知事許可業者用)
R4年3月現在

沖繩県土木建築部技術・建設業課

事業年度報告書の提出について

許可を受けた建設業者は、許可後到来する毎事業年度（決算期）終了後「4ヶ月以内」に、以下の書類を提出しなければなりません（建設業法第11条）。なお、この手続を怠った場合、建設業許可の更新手続ができない場合がありますので、ご注意ください。

1. 提出・提示書類一覧

提出書類		法人	個人	備考
外表紙		○	○	
内表紙	別紙8	○	○	法人番号を記載（法人のみ）
工事経歴書	第2号	○	○	注文者及び工事名については、個人の氏名が特定されないよう留意すること。 ※経営事項審査申請の有無により、工事経歴書記載方法が異なりますので、記入例を参照して下さい。
直前3年の各事業年度における工事施工金額	第3号	○	○	経営事項審査を申請する方については、工事経歴書に経営事項審査で求められている範囲の工事が記載されているか、及び「確定申告書等」、「消費税及び地方消費税納税証明書その1」を確認した後、「経営事項審査確認用」と押印します。 工事経歴書記載工事の契約書等は経営事項審査時に確認します。
財務諸表	表紙	○	○	「経営状況分析用」の押印は省略します。
	第15号	○		「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目を記載すること。
	第16号	○		
	第17号	○		
	第17号の2	○		
	第17号の3	○		資本金1億円超、又は負債合計200億円以上の株式会社のみ作成・提出。
	第18号		○	「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目を記載すること。
第19号		○		
事業報告書		○		株式会社のみ（様式は任意）
県税納税証明書	法人事業税または個人事業税	○	○	設立直後で事業税が発生していない場合は、事業開始等届出書の写しまたは事業開始届出証明書を提出。

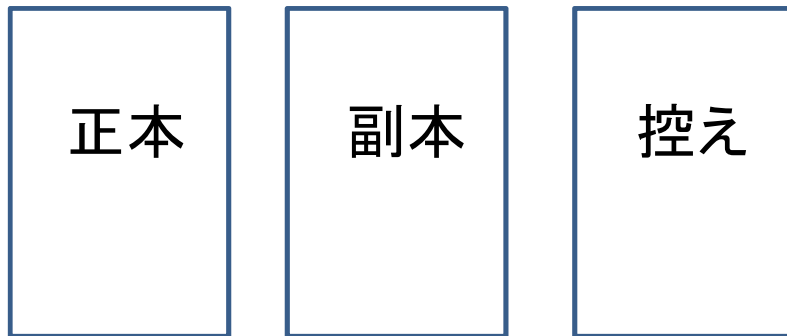
提出書類		法人	個人	備考
使用人数	第4号	△	△	使用人数とは役員・職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。 ※変更がなければ省略可能な書類
健康保険等の加入状況	第7号の3	△	△	「保険加入の有無」について変更があった場合のみ提出。 ※変更がなければ省略可能な書類
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	第11号	△	△	※変更がなければ省略可能な書類
定款		△		※変更がなければ省略可能な書類
納税証明書その1	(消費税及び地方消費税の税額入)	★	★	4ページの【消費税及び地方消費税の納税証明書の取り扱いについて】を参照。 ※経営事項審査を受審する方のみ提出
持参書類		法人	個人	備考
工事経歴書に記載された工事に係る請負金額上位3件の「契約書」(写)又は「注文書及び請書」(写)		★	★	年度報告提出の際、各土木事務所にてチェックしたら返却しますので、経審受審時は、チェック済の契約書(写)等を完成工事高の添付資料として提出してください。
提示書類		法人	個人	備考
建設業許可通知書(写)		○	○	変更事項があった場合は、変更届の控も必要
前期分の事業年度報告書の控		○	○	
(法人) 法人税確定申告書一式(別表含む)		★	★	決算書が添付され、税務署の受付印のあるもの(修正申告のないもの。電子申告の場合は、受信通知も提出) ※経営事項審査を受審する方のみ提示
(個人事業主) 所得税確定申告書一式				
消費税の確定申告書		★	★	税務署の受付印のあるもの(修正申告のないもの。電子申告の場合は、受信通知も提出) ※経営事項審査を受審する方のみ提示

○・・・必要な書類 △・・・変更がなければ省略可能な書類

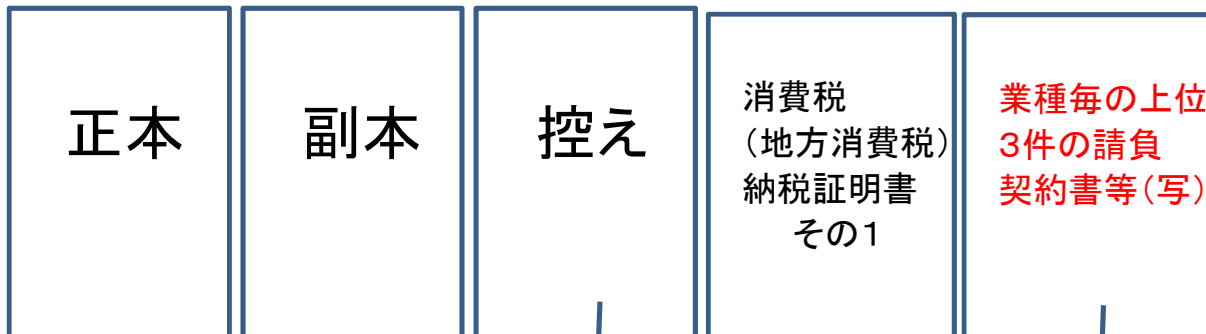
★・・・経営事項審査を受審する方は必要な書類(受審する予定のない方は不要です。)

2. 提出部数

- ・ 経営事項審査受審しない場合：正本1部、副本1部、控1部



- ・ 経営事項審査受審する場合：正本1部、副本1部、控1部、
消費税（地方消費税）納税証明書、**工事経歴書記載の上位3件の請負契約書（写）**



- ・ 確定申告書と消費税納税証明書（その1）の確認後、直3（様式第3号）に「経営事項審査提出用」スタンプを押印します。
- ・ **工事経歴書・契約書（写）等の確認後、不備がなければ、控えの工事経歴書（様式第2号）に各土木事務所の収受印を押印します。**

**各土木事務所でチェック後、
返却しますので、
経営事項審査受審時に
添付してください。**

3.経営事項審査申請時に必要な書類（決算・年度報告関係）

※経営事項審査を受審する方のみ

提出書類		法人	個人	備考
工事経歴書（写）	第2号	★	★	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象事業年度分（直1）の経営事項審査を申請する全ての業種 ・とびの完成工事高の振替を選択する場合は、直1～直2又は直1～直3の工事経歴書（写）を提出してください。 ・請負代金上位3件の工事において、進行基準により、過去の工事経歴書にも計上している場合は、計上された過去の工事経歴書（写）も提出してください。 <p>※年度報告提出時に土木事務所で事前確認した場合は、收受印が押印されている工事経歴書（写）を提出してください。</p>
工事経歴書に記載された工事に係る「請負契約書」（写）又は「注文書及び請書」（写）		★	★	<p>建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件。</p> <p>※ただし、工事経歴書記載の工事名だけでは業種を判断できない場合、建設業許可事務ガイドラインに示されている業種区分と異なった分類をしている場合等、内容に疑義のある場合は、追加で上位3件以外の工事について契約書（写）又は「注文書及び請書」（写）を求める場合があります。</p> <p>※年度報告提出時に土木事務所で事前確認した場合は、土木事務所がチェックした請負契約書（写）等を提出してください。</p>
直前3年の各事業年度における工事施工金額（写）	第3号	★	★	<p>「経営事項審査確認用」の押印の有無を確認します。押印がなければ、改めて経営事項審査において求めている範囲の工事が記載されているか、及び「確定申告書等」、「消費税及び地方消費税納税証明書その1」を確認します。</p>

※その他、経営事項審査に必要な書類については、経営事項審査の記入要領を御確認ください。

【消費税及び地方消費税の納税証明書の取り扱いについて】

- 1 消費税及び地方消費税に未納税額があった場合は、分納の誓約手続きをし、誓約通り納付しており、納期末到来の場合は受付可とします。誓約通り納付していない場合は、納付してから経審を受審することができます。また、口座振替利用による未納である場合も受付可としています。
- 2 消費税及び地方消費税の免除業者であった場合は、課税がない旨の納税証明書を提出してください。ただし、法人設立（個人開業）後、最初の決算の前に申請する場合は、「法人設立届出書（個人事業開業届出書）」受付印のあるものの写しでも構いません。また、新たに免税業者となった場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の写しと前期及び前々期の消費税の確定申告書又は決算書の写しを添付してください。
- 3 経営事項審査を新規に申請しようとする者や審査対象営業年度の直前の営業年度の経営事項審査を受審していない者等審査対象営業年度以前の営業年度についても完成工事高の審査をする必要がある者に対しては、当該営業年度の消費税確定申告書控えの提示をお願いいたします。

〈 完成工事高への計上について 〉

建設工事の種類は、建設業法第2条別表において、29業種が定められています。また、その具体的な内容・例示については、建設省告示「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」及び国土交通省通知「建設業許可事務ガイドラインについて」に示されています。完成工事高の分類は、これらに基づき行ってください。（当提出要領のP7～9に掲載）

なお、剪定、検査、調査、点検、部品交換、清掃等は、建設工事に該当しないため、完成工事高に計上することはできません。誤って計上した場合は、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、決算変更届の修正をする必要があります。

【建設工事とは認められない場合の例】

- ・ J V（共同企業体）の構成員たる建設業者が当該 J V から下請受注した工事高（「自己契約」に該当）
- ・ 調査等の受託、維持管理委託契約（設計書等に基づき工事完成を請け負う業務ではないもの。）
- ・ 維持業務で側溝掃除、草刈、樹木伐採業務（工事を伴わないもの）
- ・ 建設業者による自社ビルの建築や、建売り分譲住宅の販売
- ・ 電気、電気通信、機械器具設置工事業者などが行う部品交換、保守点検などの役務提供・メンテナンス業務で工事を伴わないもの
- ・ 船舶に係る電気、内装などの工事高（造船業は製造業であり、建設工事ではない。）
- ・ 建設工事現場への労働者派遣

〈 一式工事への計上について 〉

また、土木一式工事や建築一式工事は、総合的な企画・指導・調整のもとに行われるため、原則元請のみを対象としておりますが、下請の工事請負額が土木一式工事は2,500万円以上、建築一式工事については、5,000万円以上であること、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難であることの要件が満たされる場合は一式工事への計上が認められます。

参考 建設業の許可業種（第2号様式及び第3号様式関連）

業 種（29業種）	建 設 工 事 の 例 示
土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（トンネル・橋梁・ダム・護岸・道路工事）
建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（建物の新築、建築確認を要する規模の増改築工事）
大工工事業	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事業	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工工事業	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ホーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施行アンカー工事、潜水工事
石工事業	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事業	屋根ふき工事
電気工事業	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、柵装置工事
管工事業	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タイル・れんが・ブロック工事業	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事業	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事

業 種 (29業種)	建 設 工 事 の 例 示
鉄筋工事業	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事業	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
板金工事業	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事業	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚配水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事業	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事業	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理設備工事

業 種（29業種）	建 設 工 事 の 例 示
消防施設工事業	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火柱設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋または排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事業	工作物解体工事

※解体工事は、構造物の解体・撤去が目的であり、解体後引き続き新設・改装する場合は建築一式工事に該当します。また、それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。

建築物の構造耐力上主要な部分である壁や柱等を取り壊す工事を伴う場合は解体工事となります。

アスベストの除去のみを行う場合は、建設工事には該当しませんが、請け負った工事業種と付随してアスベストの除去を行う場合は、当工事業種へ含めることができますが、付随する工事業種の許可がない場合は「その他」に分類してください。

例) アスベストが断熱材として使われている建築物の解体工事のうち、断熱材とアスベスト除去工事についてのみ請け負った場合、熱絶縁工事の許可があれば、「熱絶縁」に分類する。熱絶縁の許可がなければ「その他」に分類する。

外表紙

国土交通大臣 許可 (般 — 25) 第 99999 号
沖縄県知事 特

許可年月日 平成 25 年 5 月 1 日

現在受けている有効な許可
について記入する(複数ある
場合は、最も古いものにつ
いて記入)

建設業許可申請書及び添付書類等の変更届出書

郵便番号

9 0 0 - 8 5 7 0

正確に記入する

フリガナ
主たる営業所の所在地

ナハシイズミサキ
那覇市泉崎1-2-2

フリガナ
商号又は名称

オキナワケンドボクケンチクブ
(株)沖縄県土木建築部

フリガナ
代表者又は個人の氏名

リュウキュウ タロウ
琉球 太郎

電話番号

098 — 866 — 2374

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものを○で囲む

（税込・税抜）（単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			(土) 工事	(建) 工事	工事	工事		
第22期 平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで	元請	公共	1,100	500				1,600
		民間	2,200	600				2,800
	下請							1,800
	計							6,200
第23期 平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで	元請	公共	2,300	700				3,000
		民間	0	900				900
	下請							3,500
	計							2,200
第24期 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元請	公共	1,300	700				2,000
		民間	2,400	800				3,200
	下請		1,200	1,000				2,200
	計		4,900	2,500				7,400
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

○許可申請する業種又は許可業種を順番よく記入
○実績がない業種についても業種を記入

①今期以前に係る施工金額については、合計欄のみの記入も可
②経営事項審査を申請する場合は、①の省略は不可。
③施工金額がない場合は、「0」を記入
④様式下段の記載要領も必ずご確認ください。

財務諸表の完成工事高と一致すること

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

日付を記入すること

令和 年 月 日 (用紙A4)

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	2人	6人	4人	12人
北部支店	1人	3人	1人	5人
合計	人	人	人	人

別紙(1)、(2)に記載した順に営業所の名称を記入

許可業種について、許可に係る専任技術者の要件を満たす者の数を記入

※下欄外の記載要領も参照のこと。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

日付を記入する。

該当するものに○をすること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更

法人の場合は、登記簿上の住所・法人名・代表者役職・代表者氏名を記入
 個人の場合は、営業所の住所・屋号・役職(事業主)・事業主氏名を記入

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 沖縄県知事 殿

那覇市泉崎1-2-2
 申請者 株式会社 沖縄県庁
 届出者 代表取締役 沖繩 太郎

許可年月日 令和 年 月 日
 許可番号 国土交通大臣 許可(一般) 第 () 号

押印不要(R3.1.1から)

許可がある場合に記入すること

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本社	(10 3 人)	1	1	1	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇
北部支店	(8 1 人)	3	3	3	〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
					〇〇〇 〇〇〇	本店一括
合計	(18 4 人)					

法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含めて全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。
 ()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員含む。)の人数を内数として記載すること。

加入 : 「1」
 適用除外 : 「2」
 一括適用 : 「3」

「健康保険」及び「厚生年金保険」: 事業所整理番号及び事業所番号を記載すること。(健康保険組合にあつては健康保険組合名を記載すること。)
 「雇用保険」: 労働保険番号を記載すること。

別添の記載要領も参照すること。

財 務 諸 表

(法人用)

様式第十五号	貸 借 対 照 表
様式第十六号	損 益 計 算 書
	完 成 工 事 原 価 報 告 書
様式第十七号	株 主 資 本 変 動 計 算 書
様式第十七号の二	注 記 表
様式第十七号の三	付 属 明 細 表

忘れずに記入する

事業年度 自 令和 1 年 7 月 1 日
至 令和 2 年 6 月 30 日

※財務諸表の記載に当たっては、「記載要領」及び「建設業財務諸表様式の科目説明」を参照すること

※、「記載要領」及び「建設業財務諸表様式の科目説明」は切り離して提出する

※個人用の財務諸表の記入については、法人用の記入方法を参照すること

(会社名)

(株) 沖縄県土木建築部

※消費税の会計処理方法を記入(経
審提出用は税抜)

※免税業者は「免税業者につき税込」
または「税込(免税業者)」と記入

税抜

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	29
関係会社株式・関係会社出資金	30
長期貸付金	31
破産更生債権等	32
長期前払費用	33
繰延税金資産	34
その他	35
貸倒引当金	△ 36
投資その他の資産合計	<u>29～36の和= I</u>
固定資産合計	<u>G+H+I=J</u>

III 繰延資産

創立費	37
開業費	38
株式交付費	39
社債発行費	40
開発費	41
繰延資産合計	<u>37～41の和= K</u>
資産合計	<u>A+J+K= L</u>

負債純資産合計(U)と
一致しているか確認

負債の部

I 流動負債

支払手形	42
工事未払金	43
短期借入金	44
リース債務	45
未払金	46
未払費用	47
未払法人税等	48
繰延税金負債	49
未成工事受入金	50
預り金	51
前受収益	52
引当金	53
その他	54
流動負債合計	<u>42～54の和= M</u>

II 固定負債	
社債	55
長期借入金	56
リース債務	57
繰延税金負債	58
引当金	59
負ののれん	60
その他	61
固定負債合計	55～61の和=N
負債合計	M+N=O

純資産の部

I 株主資本	
(1) 資本金	62
(2) 新株式申込証拠金	63
(3) 資本剰余金	
資本準備金	64
その他資本剰余金	65
資本剰余金合計	64+65=P
(4) 利益剰余金	
利益準備金	66
その他利益剰余金	
準備金	67
積立金	68
繰越利益剰余金	69
利益剰余金合計	66～69の和=Q
(5) 自己株式	70
(6) 自己株式申込証拠金	71
株主資本合計	62+63+P+Q+70+71=R
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	72
(2) 繰延ヘッジ損益	73
(3) 土地再評価差額金	74
評価・換算差額等合計	72～74の和=S
III 新株予約権	75
純資産合計	R+S+75=T
負債純資産合計	O+T=U

【特定建設業の許可(更新)要件】
 ①資本金(61) ≥ 20,000千円
 ②純資産(T) ≥ 40,000千円
 ③流動比率(A/M × 100) ≥ 75%
 ④(P+Q)/61 × 100 ≥ -20%
 ※上記①～④を全て満たさない場合、特定建設業の許可(更新)を受けることはできません。
 ※現に特定建設業者であっても、要件を欠くと特定建設業の許可(更新)申請はできなくなります。その場合、特定建設業の廃業届提出及び一般建設業の許可申請が必要となります。
 ※①～④を全て満たさない無許可・一般建設業者は、特定建設業の許可申請はできません。

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	28	
その他	29	28+29=f
	<hr/>	
V 営業外費用		
支払利息	30	
貸倒引当金繰入額	31	
貸倒損失	32	
その他	33	30~33の和=g
經常利益（經常損失）		e+f-g=h
	<hr/>	
VI 特別利益		
前期損益修正益	34	
その他	35	34+35=i
	<hr/>	
VII 特別損失		
前期損益修正損	36	
その他	37	36+37=j
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		h+i-j=k
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	39	38+39=l
当期純利益（当期純損失）		k-l=m
	<hr/> <hr/>	

完成工事原価報告書

自 令和1年7月1日

至 令和2年6月30日

(会社名) (株) 沖縄県土木建築部

千円

I	材 料 費		(1)
II	労 務 費		(2)
	(うち労務外注費 _____)		
III	外 注 費		(3)
IV	経 費		(4)
	(うち人件費 _____)		

完成工事原価

損益計算書の完成工事原
価と一致

(1)～(4)の和=★

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

前期の株主資本等変動計算書当期末残高から転記

自 令和1年7月1日
至 令和2年6月30日

(会社名) (株)沖縄県土木建築部

千円

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株 予約権	純資産 合 計	
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計
	資 本 金	資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計								
ア	イ	ウ	イ+ウ=エ	オ	カ	キ	オ+カ+キ=ク	ケ	ア+エ+ク+ケ=コ	サ	シ	ス	サ+シ+ス=セ	ヨ	コ+セ+ヨ=タ	
当期首残高								△								
当期変動額																
① 新株の発行																
② 剰余金の配当							△		△						△	
③ 当期純利益																
④ 自己株式の処分																
⑤																
⑥ 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																
当期変動額合計		各行①～⑥の和														
当期末残高	61	63	64	P	65	66+67	68	Q	△ 69	R	71	72	73	S	74	T

当期末残高
=当期首残高+当期変動額合計

貸借対照表の数字とアルファベットと一致

注 記 表

自 令和1年7月1日
至 令和2年6月30日

(会社名) (株)沖縄県土木総務課

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

通常の株式会社・持分会社
の場合は記載

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券 ①時価のあるもの 期末日の時価（評価差額は全部純資産）
②時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 建物は定額法、その他は定率法
②無形固定資産 移動平均法による原価法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準 一般債権については、法人税法の規定によ
り債権の回収可能性を勘案して計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準 工事進行基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の
税抜方式

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本とな
る重要な事項
該当なし

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

5 会計上の見積もりの変更

6 誤謬の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

- ① 担保に供している資産の内容及びその金額
- ② 担保に係る債務の金額

※株式会社及び持分会社の場合、必ず作
成・提出します。

※株式会社で会計監査人設置会社につい
ては、全項目を確認し、記載する必要があ
ります。

※株式会社で会計監査人のいない公開会
社については、1・5・17以外の項目を確認
し、記載する必要があります。

※株式譲渡制限会社の場合、2・3・4・6・
9・18を確認し、記載する必要があります。

※持分会社の場合、2・3・4・6・18を確認
し、記載する必要があります。

- (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

通常の株式会社の場合は記載

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式	1 0 0 0 株
------	-----------
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

該当なし	
------	--
- (3) 剰余金の配当

該当なし	
------	--

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況

- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況

- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額

- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

通常の株式会社・持分会社で特記内容がある場合は記載

附属明細表

平成28年6月30日現在

資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ作成・提出

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	3

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	3

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	7

計の白数字は貸借対照表の各勘定科目に記載した数字と一致

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額 千円	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式 数	取得 価額 千円	貸借対照 表計上額 千円	株式 数	金額 千円	株式 数	金額 千円	株式 数	取得 価額 千円	貸借対照 表計上額 千円	
	計												
社 債	銘 柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要					
		取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円			取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円						
	計												
そ の 他 の 有 価 証 券	銘 柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要					
		取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円			取得価額 千円	貸借対照 表計上額 千円						
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円	千円	千円
計	44		

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計				56	—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

納税証明書

※正には原本添付すること
 ※当該事業年度のもの



発行番号		第1号		納税証明書			
納税者又は特別徴収義務者		住所氏名		様			
使用目的		事業年度		事項			
営業年度報告		税目		当該事業期間 法人事業税等 以下余白			
提出先		納付(入)すべき額		円		円	
沖縄県		納付(入)した額		円		円	
		未納額		0円		円	
		法定納期限等					
提出の日から3ヶ月以内		考		管轄の県税事務所等証明			
以上のことを証明します。		平成 年 月 日		納税証明書 沖縄県那覇事務所 西平寛 事務所長			

※数字は地方自治体別記載を要する場合があります。

消費税納税証明書

※正には原本添付すること

※当該事業年度のもの

※経営事項審査を申請する方のみ提出

別紙2 納税証明書(その1)

納税証明書
(その1 納税額等証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

税目が消費税であること

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
	円	円	円	円	

(備考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官

